



退職金・功労金という名の弔慰金

会社では、役員が死亡した場合、退職金・退職慰労金・弔慰金等の名目で退職による一時金を遺族に支給します。相続税法上、退職手当金等に該当する支給額はみなし相続財産として課税の対象となり(相法3①二)、弔慰金は、被相続人の死亡が業務上の死亡の場合は被相続人の死亡時の普通給与の3年分、業務上の死亡でない場合は半年分の金額が非課税となります(相基通3-20)。今回は、退職金・功労金の中に弔慰金が含まれていたか否かで争われた事例をご紹介します(平8.9.17岡山地裁)。

◎甲相互信用金庫は、昭和63年5月11日に会長が死亡したため、その後の理事会において、退職給与規定に基づき同人の相続人らに退職金3520万円と功労金2376万円との合計額5896万円を支給すること及び金庫葬の費用を負担することを承認可決しました。

◎原告らが、この支給額のうちには弔慰金という明示がないとしても弔慰金の趣旨が含まれていると解し、総支給額のうち会長の報酬月額の6か月分642万円を非課税の弔慰金であるとして申告したところ、被告課税庁は、相続税法3条1項2号の退職手当金等に当たるとして更正処分を行いました。

◎裁判において、原告らは、同金庫がこの支給額を決めた昭和63年8月9日時点において同金庫には役員の退職金、慰労金、弔慰金の支給根拠となる規定は存在していないかったため、同金庫の理事会は支給額の決定に恣意がないようにとの配慮から職員との均衡を考えて職員用の退職給与規程に準拠して会長に対する支給額を決定したもので、「現役で死亡した会長に死亡に起因して金銭を贈呈する」趣旨によるもので、当然に弔慰金との趣旨も含んでいると主張しました。

◎裁判所では、理事会の審議内容の結果及び会長の葬儀がいわゆる金庫葬とされて、甲相互信用金庫が1800万円余の費用を負担していることなどに照らし、その支給金はその支給の際弔慰金としての趣旨を含

むものでなかったと判断して原告らの請求を棄却しました。

左記の判例と同様に退職手当金か弔慰金かで争われた裁決(昭57.8.13裁決)がありますので概要を説明します。これは、乙会社の専務取締役が死亡したため、株主総会・取締役会の決議を経て同社の支給基準により、役員退任慰労金5500万円を支給した事例です。

◎審判所は、①同社支給基準には支給される役員退任慰労金について「(弔慰金を含む)」とのカッコ書きが付されており、同社にはこの支給基準以外に死亡退任役員に係る弔慰金等の支給に関する定めがないこと、②過去、副社長の場合も支給基準により2000万円(弔慰金700万円、役員退任慰労金1300万円)を支給していることから、死亡退職の場合に同社の支給基準により支給される役員退任慰労金には、弔慰金部分も含まれると判断しました。そして、専務取締役の役員退任慰労金について、退職役員在任年数基準による部分3500万円、功績加算基準による部分2000万円とした上で、その功績加算部分に弔慰金が含まれているとして、最終報酬月額の6か月分を弔慰金として認容いたしました。また、原処分庁の社葬費用も弔慰金の一部に当たるので弔慰金は認められないという主張を、社葬費用を負担した場合には弔慰金の支給はしないという慣行はないとして退けています。

(資料提供 税理士情報ネットワーク編集室)